

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年3月9日（木）午前10時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建築指導課長	下舞 和稔 君	建設施設政策課主幹	笛田 純一 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	建設施設管理課政策G主査	今村 翔 君
建築指導課建築審査G主査	橋内 勇樹 君		
農林水産部長	八幡 洋一 君	林務水産課長	市来 秀一 君
農林水産課課長補佐	奥 芳生 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
林務水産課主幹	川原 昭司 君	林務水産課林務水産GSL	清藤 明夫 君
林務水産課森林土木GSL	臼井 健二 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第14号 公有水面埋立免許の出願に係る意見について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか

か。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第 2 号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

議案第 2 号、霧島市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第 2 号霧島市手数料条例の一部改正について、概要をご説明いたします。「都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則」が改正されたことにより、低炭素建築物の認定申請単位が変更になること等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。今回、低炭素建築物新築等計画の認定手数料のほかにも、建築基準法の仮設建築物許可申請及び省エネルギー消費性能向上計画認定の手数料の改正も行っております。建築基準法の仮設建築物許可申請の手数料については、応急仮設建築物等の存続期間等の延長に係る条文が改正になったことから、所要を改正するものです。省エネルギー消費性能向上計画の認定手数料については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、適合義務制度の対象拡大や説明義務制度の創設などにより、所要を改正するものです。詳細については、担当課長が説明いたします。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

議案第 2 号 霧島市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。別にお配りしている「低炭素建築物認定申請等に係る手数料条例の一部改正について」と題した資料をご覧ください。初めに改正理由及び内容についてですが、先程、部長からの説明にもありましたように、今回の手数料条例の改正については、大きく分けて 3 つの改正となっております。1 つめが低炭素建築物認定申請、2 つめが建築基準法の仮設建築物許可申請、3 つめが省エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料条例の改正になります。それでは順番にご説明いたします。1 つめが別表第 1 第 82 の項及び第 83 の項の低炭素建築物の認定手数料条例の改正となります。都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正により、これまでの共同住宅等や複合建築物において、住戸単位の認定ができましたが、これが廃止となり、複合建築物の住宅部分全体、非住宅全体の認定になったことや、認定基準に新たに誘導仕様基準が追加になったことに伴う改正です。2 つめは別表第 1 第 62 の項及び第 72 の項の建築基準法の仮設建築物許可申請手数料の改正です。建築基準法の改正により、地震等により被害を受けた建築物に代えて必要な仮設建築物である応急仮設建築物の設置期間について、これまでは 2 年間に限り延長が認められていたものが、設置期間を更に 1 年延長等できるとして建築基準法第 85 条と第 87 条の 3 に新たに第 5 項が追加され、項ずれが生じたことに伴う改正です。3 つめは、別表第 1 第 87 の項及び第 88 の項の省エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料条例の

改正となります。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により、適合義務の対象が非住宅部分の床面積が 2,000 m²以上であったものが、非住宅部分の床面積が 300 m²以上のものに拡大されたことや小規模な住宅・建築物は適合義務や届出義務の対象になっておらず、努力義務となっていました。設計者から建築主に対して、省エネ基準への適否や適合しない場合の省エネ性能確保のための措置について、説明を義務づけることとしたものが条文に追加されたため、その条ずれに対応するものとなります。次に施行期日につきましてご説明いたします。今回の手数料条例の改正に伴い、同じ事務を行う、限定特定行政庁である鹿屋市、薩摩川内市とも協議を行い、令和 5 年 4 月 1 日で統一しております。最後に、予算措置については、特にございませぬ。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

用紙に書いてあるんだけど、いただいた紙にですね。低炭素建築の認定の改正概要ということで、ここもう少しちょっと詳しく説明してくれないか。ちょっと意味がはっきり分からない。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

今この資料でちょっと御説明しますけど。認定単位申請という表の中に丸をつけたところがありますけども、左側がこれまで、この中で建築物全体それと複合建築物という欄があります。そこに非住宅全体、それからその下住宅全体は横棒が入っています。これは今までなかったということです。それで今回の改正が、右側になりますけども、その横棒であったところが新しいものでは認定の対象になると。その代わりに住宅のみという左側で、共同住宅等の住戸で丸がついておりますけど。これは今まで共同住宅で仮に 10 戸ありますよと。でもその中で今までは 5 戸という認定の方式もあったと。ところが国のほうではそれはもう駄目ですよと。10 戸あれば 10 戸全部認定を受けなさい。そういうふうに変えた。今までは 2 戸でも 3 戸でも建物の中に住戸がたくさんあってその中の一部だけでも認定ができたというのができなくなった。全て認定として申請をしないと認定にはなりません。大きくそこがちょっと変わってきたというところですよ。

○委員（徳田修和君）

まずこの条例の基本的なところをお伺いしたいんですけども、手数料の金額というものは、国で一律で決まっているようなものなんでしょうか。根拠のほうをお示してください。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

今議員がおっしゃったとおり、国のほうから通知が来てまして、その中に審査関係の時間数を示されております。それをもとに金額を決めるということで、同じ事務を行う薩摩川内市、鹿屋市も同様な金額となっております。

○委員（徳田修和君）

今回認定の対象が拡大されたということで届出数もかなり増えるであろうというふうに予測はで

きるわけですが、今住宅メーカー等も設置基準など省エネ住宅がスタンダードパッケージになってきていると思うんですけど。本市の今の申請状況であったり、今後の影響等が考えられることがございましたらお示してください。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

本市における申請件数ですが、令和元年度が8件、令和2年度が6件、令和3年度が18件、そして本年度が1月末現在で16件となっております。今、示した数字のとおり令和3年度あたりからちょっと伸びてきておりますけども、今後も同じような形で推移するのではないだろうかというふうに考えております。

○委員長（木野田誠君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時09分」

「再開 午前10時15分」

○委員長（木野田誠君）

それでは再開します。ほかにありませんか。

○委員（久木田大和君）

先ほど、今後、令和元年度から件数を教えていただいて、件数が少しずつ増えていくというような説明をいただいたんですけども、今後として市民の方々が新しく住宅を建てようと思った場合に、この基準に合致するように建てようと思った場合はどんどんケースが増えていく形にはなると思うんですけど。今後の状況としてどんどん増えていくような状況にあるのか、満たさなくても税制の優遇であったりとか、そういう、控除等が多く受けられたりとかっていう形の部分でいうと、推移としてはどのように見込んでいらっしゃるのかお示してください。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

どの程度増えていくかというのはなかなか難しいところですが、今後また国もいろいろ政策的に進めてますので、徐々に増えていって最終的には最低でも今国が考えてるのは省エネ基準以上の建物をつくるということで、これが2025年からは全ての建物が省エネ基準以上という形になってきますので、最低でもそういう形でさっき言ったこれはまたプラスアルファですので、その辺りは徐々に増えてはくるのかなというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

要するに省エネ住宅を造りなさいということでそれに手当を出そうということなんでしょうけれども。例えば坪単価でいったときに省エネ住宅ってのはものすごくコストが高くなるんじゃないかという気がしますよね。多少手当をもらっても省エネ住宅をつくるほうが金額的にはかなり上がるんじゃないかという思いがしますが、そこらへんはどのようにとらえてらっしゃいますか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

今議員がおっしゃるとおり相当お金はかかってくると思います。ただしですね今建築確認申請を

見てみると、ほとんどの建物が、やはり、相当お金をかけて造ってます。坪単価も 100 万前後とか、80 万、90 万。中には坪単価 40 から 50 という建物も出てきますけども、今はもうそちらのほうはほとんど少ない。ほとんどのところが、住宅メーカーが多くなってますので、住宅メーカー自体がほぼ省エネ以上の基準で建物を考えているので、そういう形のあれもあって、やはり、金額はる建物が今ほとんどを占めているという状況です。

○委員（下深迫孝二君）

今霧島市ですね、特にこの下場のほうで住宅建築がかなり進んでいるわけですけど新築のですね。そうしたときに、今おっしゃったそういう省エネ住宅の割合と、一般の住宅の割合とどのぐらいが出てるといふようにとらえていらっしゃいますか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

なかなか数字的なものはつかんでおりませんが。あと長期優良住宅という制度もあって、そちらのほうも年間 100 件ぐらいですかね 100 棟ぐらいは出てきております。それももちろん省エネ基準を満たすという形になってます。それなりには、割合は何とも言えませんが、こちらも年間 100 棟ぐらいは出てますので、それなりの数には既になっているというふうに考えております。

○委員（徳田修和君）

すいません先ほど同様の推移が見込まれる、今後の申請件数。もう既に今の住宅メーカーが努力義務の段階からお互い競い合って省エネ基準を満たした建物を提案し続けているので、現在の建築、主な本市で建てられているような建物は、既にこの基準で進んでいっているような状況であるというふうに認識しておけばよろしいですか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

この、先ほど言いました低炭素については相当きついあれですので、今ほとんど進んでるのはし省エネ法、省エネ法は守るといふのが多いという、それは先ほど言った長期優良住宅関係が省エネ法です。こちらのほうについては先ほど言いましたように令和 3 年は 18 件、今年が 16 件。この程度の、多分こちらのほうは推移で若干は増えていくかどうかというところだと考えています。

○委員（植山太介君）

1 点、言葉のちょっと説明、追加説明をお伺いしたいと思うんですけども。省エネ法改正というところでこの適合義務、届出義務、下に少し説明あるんですけどここを分かりやすく説明していただけますか。また建築主から主への説明義務、この説明義務の説明の部分の部分を少し教えていただきたいと思えます。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

まず適合義務がどうかという話ですか。「この違いをちょっと教えてください」との発言あり」適合義務というのはもう絶対法的にしないといけないですよ。なのでもう絶対やるということになる。それから届出ですね、届けでは義務じゃないですけども、それに応じた建物としてください。基準を満たすようにしてくださいと。大幅に基準に満たないとすると指導とかそういうことをする

ということになってますので、届出義務のやつも概ねほぼ全て満足はしている。ただ法律的には満足しなくてもまだ構わないと。そういうことです。それからそのあとの下に書いてあるものについてはそれにもあたらない建物、小規模な、ほとんど住宅ですけども、それらのものについては、設計者が設計をしてこの住宅は省エネ法上、満足しているかどうかを説明する。満足してますよということであればいいんですけども、満足してないようであれば、このあたりの窓を二重サッシにしませんかとか。そうすることによって満足することができるようになりますという。そういうことを建築主に説明して。納得してもらえればすると。お金がもちろんかかりますので、そこは家主さんがどうしてもお金の工面ができないとなるとそのままという、そんな形です。

○委員（下深迫孝二君）

今ここで届出義務っていうのは強制じゃないような話を今されましたよね。だったらこの資料は国が作ったんですかこれは。届出義務って書いてあること自体が問題じゃないですか。例えば、適合義務についてはこれだけの補償しますよと。なんだけど届出義務とかこういうのも努力義務とかって書いてあるけど、義務っていうのは何か強制のような気がしてならないのですが。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

この届出義務というのは届けるというのはもう義務なので、絶対やってください。これはそのとおりで、努力義務というほうは努力してくださいというところで、いずれにしてもこれは国が示してる読み方というか、名称ですのであれなんですけども。今言ったように届出義務はもう絶対届けをしないとイケないってなってますんで本当の意味の義務です。努力義務のほうは本人たちに努力してくださいねという程度の意味合いになり。この資料は国から来た資料をもとにそれを落とし込んであります。

○委員（久木田大和君）

ちょっと制度について教えていただきたいんですけども。これ新築をする場合と増改築をする場合、増改築の場合でも適用になる制度と考えてよろしいでしょうか。

○建築指導課長（下舞 和稔君）

増改築の場合も、規定を満たせばできます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。ないようですのでこれで議案第2号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時26分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第14号 公有水面埋立の出願に係る意見についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第 14 号 公有水面埋立免許の出願に係る意見について説明いたします。現在整備を進めている、隼人町小浜地区の永浜漁港の整備について、今後、野積場等の整備のため、漁港内区域の公有水面の埋立を計画しています。このため公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、昨年 11 月 10 日付けで鹿児島県知事に公有水面埋立免許の出願を行いました。県は当該出願を受け、11 月 25 日から 12 月 15 日にかけて、書面及び関係図書の縦覧を行い、12 月 26 日付けで本市に対して公有水面埋立に関する意見を求めております。市が意見を述べるときは、同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決が必要となることから、今回意見の内容についてお諮りするものです。以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

ここは前に現地調査に行っておおよそ分かってるんですが。港がありましたよねあそこに。公有水面埋立というのは要するにその港の部分埋めて、新しくまた港を奥のほうにつくるという趣旨でいいんですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回の議案の資料の中に 3 枚目に位置図と配置図があるかと思えます。下段の詳細図のほうの青い部分が今回埋立てを必要としている区域ということになります。白黒で申し訳ないです。濃いグレーの部分でございます。こちらが今回埋立てを必要とする場所になります。

○委員（下深迫孝二君）

ということは、ここは何というんでしょう、堤防からこっち側のところの港になった部分じゃなくて、砂が見えてた部分ということですかね。砂浜みたいに見えていた部分を埋立てをするということですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（植山太介君）

1 点確認をさせてください。この出願は埋立てをするために必ず行わないといけない手続ということで、予定どおりのスケジュールできてるという認識でよろしいのでしょうか。

○林務水産課主幹兼林務水産グループ長（川原昭司君）

委員のおっしゃったとおり法的な手続で進めております。県のほうから諮問が来たのでその回答をするためにここの議決を得て回答したいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

今スケジュールの部分の質問もありましたのでその部分もお願いします。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回追加資料でお配りしております。3 ページ分の資料があるかと思えます。こちらの資料の 2

ページ目のほうに公有水面埋立免許手続フローということでお示しをしております。今回市町村議会への議決ということでちょうど中段の部分になりますが、市町村へ県のほうから諮問がございまして、法律上4か月以内に市議会の議決を得なければならないという規定になっております。その議決をいただいた場合には、今後2週間以内に県知事は免許の知事決裁を行うという流れになっております。今回の最終本会議が3月30日になりますので、議決いただいた場合はその後、2週間以内に県知事のほうから免許に対する回答があるものと考えております。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回、この免許手続を行うにあたりまして、当初令和4年5月に一旦申請のほうは出しております。ただ県のほうから漁港施設用地利用計画というのを、さらにその前にも事前に出してたんですけども、ちょっと時点修正等行わなければならないということで、訂正の指示がありました。そちらのほうを手続を進めながら水産庁のほうまで書類が行くものですから、そちらのほうの回答の受理通知があったのが10月になってしまいました。10月そちらの受理通知を受け取って速やかに11月には県知事のほうに、[いつの10月11月ですかとの声あり]令和4年です。あと工事の予定につきましては、今回県知事のほうから免許の告示があった場合につきましては速やかに入札準備のほうを行い、工事着工に入っていきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

すぐ着工というのは分かる竣工はいつ頃を予定して着工に入るのか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

免許取得をいたしまして速やかに発注のほうを行う予定です。免許取得をいたしまして、免許取得を4月を見込んでおります。その後入札、契約を行いまして、標準工期が金額で言いますと200日となっておりますので、年内、何事なければ今年、令和5年内での完成っていうのを見込んでいるところです。

○委員（下深迫孝二君）

前回行ったとき道路が下のほうに新しくできてきましたですね。その前に行ったときは全く、里道みたいな細い道を降りていったという記憶あるんですが。降りていって何か下のほうにトンネルみたいな、下の道路に、横のほうに道路がありましたですね。そうしたときに、あれから下の道路にも取付けがされるのかなという気はしたんですけど。それはもう全く漁協だけにおりるだけの道路ですか。

○林務水産課森林土木グループサブリーダー（臼井健二君）

今回整備しております集落につきましては漁港へのアクセス道路となります。それとは別に堤防道路も接続いたします。あと今議員が言われましたボックスカルバート、その向こうに2軒住宅があるんですけどそこは里道に接続をしております、その里道も今回の集落道路に接続いたしますので、漁港だけの利用ということではなく、地域のほうの生活道路としての利用も見込んでおります。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第14号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時37分」

「再開 午前10時39分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。

△ 議案第2号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

議案第2号、霧島市手数料条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第2号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第14号 公有水面埋立に係る意見について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第14号、公有水面埋立に係る意見について、自由討議に入ります。意見はありません

か。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員長報告にては委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時49分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

せっかくですので始良家畜保健衛生所の施設を視察できればなと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

敷根の若尊鼻の遊歩道の件とそれから今度新しく国土交通省が造ろうとしているトンネルですね。あれと清掃工場に行く現道路の取り付けなどについて調査をしてみたらどうでしょうか。

○委員（久木田大和君）

今度の議員とかたろう会のテーマになっております。リノベーションまちづくりについても調査をお願いしたいと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上4件とその他産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時49分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠